



上海、帯同家族向け招聘状の申請受付再開

中国渡航に当たって必要とされる地方政府発行の招聘状について、特に駐在員の帯同家族向け招聘状は、上海市においては長らく発給されておりました。

この度、上海市政府では、9月9日から、駐在員の家族向け招聘状の申請を受け付けるとの報告がありました。申請条件として、日本国内において、WHOが正式に承認したコロナウイルスワクチンの接種がすべて（2回接種のものは2回）完了していることが求められます。なお、ワクチン接種ができない子供については、ワクチン未接種でも申請を受け付けます。

※WHOが緊急使用を承認しているワクチンは、現在、7種あります。

https://extranet.who.int/pqweb/sites/default/files/documents/Status_COVID_VAX_19August2021.pdf

<https://covid19.trackvaccines.org/agency/who/>

また、家族招聘状を申請する際に、帯同家族の申請日前28日間の滞在情報を提供する必要があります。入国する帯同家族は日本に28日間以上滞在し、且日本から出発しなければなりません。また、現在、家族招聘状の発行は、主に長く離れていた家族や、帯同子供が小さい家庭を優先していますが、具体的な基準はまだ明確にしていません。

今回、帯同家族向け招聘状の申請受付が再開されますが、他方で、そもそも駐在員本人の招聘状取得について今回緩和されることの方針表明はなく、往来が大幅に緩和されることは見通しがたい状況が続きます。また、上海渡航後に義務付けられている「14日+7日」の隔離措置にも変更はありません。子供が同行している場合には21日間すべて居家隔离が認められる可能性もありますが、お住まいの小区ごとの政策やフライトでの感染者同乗有無にもより、現実には、少数の例しか認められていません。各方面から情報を集めた上で計画的に渡航するよう、お願い申し上げます。



里格律师事务所
A&Z LAW FIRM

招聘状の発給可否は、上海市内の各区や街道政府などの個別判断にも左右されます。申請受付の詳細は、各街道政府や開発区政府などの招聘状申請窓口（来華邀请办理窗口）にお問い合わせください。

弊所は、引き続き関連情報を注目し、適時に最新情報を更新して参ります。

出典:上海 Jetro、筆者調査により

A&Z Law Firm
6F, Okura Garden Hotel, 58 South Maoming Road,
200020, Shanghai, P.R. China
Tel: +86-21-5466-5477
Fax: +86-21-5466-5977
■Shanghai ■Dalian ■Beijing ■Wuhan ■Tokyo

Wechat ID: ligeHello



Wechat ID: laodonghegui

